

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

条例(議員発議)

○宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会事務局議事課)

一

条例

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第四十一号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例(昭和五十年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「翌年度」を「翌年」に、「開会の日の前日」を「閉会の日」に改め、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第三条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 常任委員の選任は、任期満了の日に行つことができることとし、この場合における前任者の任期

は、前項本文の規定にかかわらず、後任者が選任される時までとする。

第八条第五項中「第三条第二項及び第三項」を「第三条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県議会委員会条例の規定は、平成二十二年度の最初に招集される定例会以後に選任

される常任委員及び議会運営委員の任期について適用する。

3 この条例の施行の際現在に在任する常任委員及び議会運営委員の任期は、改正前の宮城県議会委員会条例第三条の規定によるものとする。